

DIO

連合総研レポート

2010年9月1日

No.252

DATA資料 INFORMATION情報 OPINION意見

CONTENTS

特集

新成長戦略の柱となる論点

公共部門雇用で内需拡大と成長を

星野 泉4

地域の疲弊を好転させる再生戦略

高井 正8

頼りになる介護保険にするために——日本の老いを支える新たな覚悟が必要

木間 昭子10

寄稿

巻頭言2

猛暑の中のたわごと ——参院選の結果をどう見るか

視 点3

衰退か、再生か——正念場に立つ日本

報 告12

労働組合必携シリーズⅡ 『地域を繋ぐ』

報 告16

第10回、第11回「連合総研ゆめサロン」を開催

報 告17

公開シンポジウム 「参加と連帯のセーフティネット 構築に向けて」を開催

書 評18

神野直彦著 『「分かち合い」の経済学』

今月のデータ19

「平成21年度自殺対策白書」2010年6月内閣府 死亡月・曜日・時間別の自殺状況

事務局だより20

猛暑の中のたわごと 参院選の結果をどう見るか

連合総研理事長
草野忠義

参議院議員選挙が終わって、とてつもない猛暑が襲ってきた(熱中症による病院への搬送者数は史上最悪とのこと)。その暑さの中で頭を回転させようにも、努力してもその甲斐なく、もともと悪い頭がただ空回りしているのみで、それでも回転させようとするとうちに目が回ってくる。そんな状態で書いているので、本稿の中身には全く自信がない(いつもそうだろう!の声が届く)。さて、今回の参議院選挙は、敗者はい

るが勝者が何者だか分からない選挙だったと言われている。一方、敗者とは与党・政権党である民主党を指しているようだが、本当の敗者は他にいるのではないだろうか。有権者、国民が割り食う結果になったとも考えられる。換言すれば、国民が敗者になりかねないと危惧される。というのは、いわゆる「ねじれ国会」の典型例みたいな勢力分布となり、過去の事例から想起すると、法案が一本も通過(成立)しないことになるのではないかと考え込まざるを得ない。しかし、有権者、国民は何らかのメッセージを伝えたかったに違いない。それは何か?

一部の傲慢な評論家、学者、マスコミ解説者などが言うように、愚かな国民はそんなことを考えずに投票したに過ぎない、という一面(マスコミの薄っぺらい報道に惑わされているわけだが)がなかったわけではないだろうが、何かを伝えたかったに違いない。それをくみ取り、現実の政治に活かしていくのが本物の政治「家」であろう。

それでは有権者は何を言いたかったのだろうか。選挙結果から見てみよう。第一には何と云っても、昨年夏に長期に続いた政権に対する不満が爆発し、政権交代を選択したが、その新政権に対する思いが少なくとも当初の期待とはかなり違ったものになったということが挙げられるだろう。これに対して、と

りわけ民主党は深く反省しなければならない。第二は、だからと言って政権交代の流れを元に戻そうという判断には至っていない。一人区では確かに自民が大勝したが(自民が29選挙区のうち21勝)、比例選挙では民主党がかなりの票を獲得したこと(民主党1845万票余、自民1407万票余、選挙区得票合計では民主党2275万票余、自民1949万票余)からもそう言えるのではないかと。第三に、事前には当事者中心に相当の期待があった第三極という新しい政党への評価もそれほどものではなかった。かろうじて「みんなの党」が躍進したが、事前のマスコミなどの想定からすれば、いわゆる期待値には届かなかったと言える。

この結果をどう見るのか。冒頭に述べたように、正に「ねじれ国会」そのものである。各党が自分たちの政策にしがみつき、面子に拘れば、何も決められない、何も決まらないこととなるが、これは国民にとって不幸極まりないことで、当然国民が望んだものではない。民主主義国家である以上、最終的には多数決で決めることになるが、それが出来ないということは「よく話し合え!」とのメッセージだと考えざるを得ない。政党、とりわけ政権党である民主党にとっては極めて難渋な道のりになるが、もともと民主主義とはお金と時間がかかるのと先人の教えもある。すなわち、与党は野党の意見や主張に良く耳を傾け、一方野党は反対のための反対を繰り返すことなく、国民の視点に立って政策ごとにその対応を決め、国民の前に明らかにしていくべきだ、ということになるだろう。繰り返しになるが与党の責任は重い。

深く考えることもなかった。要は、国民は本来の国会とはそうあるべきだ、ということを行ったに過ぎなかったのではなかろうか。あまりの猛暑のせいで余計なことを考えてしまったようだ。

でも案外、これが一番大切なことだったのかも知れない。つまり、「驕ることなく、常に視線を低くして、国家、国民のための政治に邁進すること」、これに尽きる。(2010.7.29.)

衰退か、再生か—正念場に立つ日本

日本の地盤沈下が止まらない。リーマンショック後の急激な落ち込みから脱し、ようやく回復基調にあるとはいうものの、主要先進国の中で日本だけがデフレの罠に陥っている。2009年度の消費者物価指数は、前年度比1.6%も下落し、過去最大の落ち込みとなった。1990年代後半から続く長期デフレに克服のメドは立っていないのである。

日本の一人当たり名目GDPは、2000年の世界3位から、2008年には23位に後退。世界経済（GDP）に占めるシェアも、1990年の14.3%から、2008年8.9%へと縮小。

スイスの調査機関IMDが毎年公表する国際競争力ランキングでは、1990年の1位から、2010年は27位へとギリ貧状態にある。

「失われた20年」、結局のところ戦後のキャッチアップ型成長モデルの限界に突き当たっていた日本が、新しい成長・発展モデルに転換できないまま、長期の停滞・閉塞状況から抜けきれないという構図が依然続いているのだ。

その間かつてないスピードで高齢化が進み、人口減で国内市場は縮小。一方日本を取り巻くグローバル環境は劇的に変わりつつある。中国・インドをはじめとする新興国の急速な台頭と世界経済のパワーシフト。IT化とデジタル革命の波は、グローバルな水平分業モデルを可能にし、価格破壊や激しい国際競争を現出しながら、産業・企業の付加価値構造に大きな変革を迫りつつある。

その間隙を突いて、近年韓国の躍進がめざましい。1997年の通貨危機を契機に、国家戦略ともいえる産業構造の再編と集中を断行、当初からグローバル市場に狙いをさだめ、迅速・大胆な投資戦略で、世界のトップシェアを奪いつつある。日本企業は、いわゆる「技術で勝って、ビジネスで負ける」構図を余儀なくされているのだ。

変化への対応力、迅速な意思決定、世界中どこへでも出かけていく行動力・・・失敗を恐れてなかなか動かない日本企業は、勢いのある韓国・台湾・中国勢に押しまわられている印象が強い。

そのような中、ようやく新政権による「新成長戦略～元気な日本復活のシナリオ～」が6月に打ち出された。「強い経済、強い財政、強い社会保障」のキャッチフレーズの中に、これまで旧政権下で幾度となく作られては失敗してきた成長戦略や経済構造改革ビジョンの轍を踏むことなく、もはや後のない改革として経済・財政・社会保障の一体的な建て直しを図ろうとする意思が込められているように思う。

問題意識はクリヤーだ。過去の成功体験から脱却できず、時代と市場の変化に遅れた日本経済・産業の「行き詰まり」を直視し、「今後、日本は、何で稼ぎ、何で雇用するのか」——国と企業、地域、そして国民が総力を結集して、グローバル大競争時代に打ち勝つ新しい成長モデルを構築しようというのが命題で、この時期まさに当を得たものと評価できる。

具体的には、7つの戦略分野（①環境・エネルギー大国戦略、②健康大国戦略、③アジア経済戦略、④観光・地域活性化戦略、⑤科学・技術・情報通信立国戦略、⑥雇用・人材戦略、⑦金融戦略）から、21の国家戦略プロジェクトを定めるとともに、2020年までに123兆円の需要と約500万人の雇用を創出するとの数値目標も示されている。また、この方針策定にあたっては、新政権と連合との重層的な政策協議の場を通じて、働く者の視点からの政策や意見反映が盛り込まれたことについては、特筆すべきことであろう。

最も大事なことは、この成長戦略を通じて、良質な雇用を本当に増やすことが出来るかどうかにある。社会の閉塞感の背景には、雇用不安があり、それが名目所得を抑制し、消費を萎縮させ、景気の足を引っ張る悪循環に陥っているからだ。

ビジョンと方向は決まった。しかし問題は、それをいかに実現し、結果を出していくかに尽きる。そのためには、国民的合意を形成しながら、スピード感をもって具体策を実行する強い政治のリーダーシップが欠かせない。参議院選挙とその後の政治状況を見ていると心配は尽きないが、いまの日本が直面している深刻な状況を考えれば、政局に振り回されているような余裕はとてもない。いまこそ、与野党を含め日本の政治・行政は、この国の確かな舵取りに、その底力を発揮してもらいたい。

と同時に、主役のプレイヤーは、個々の産業・企業・地域であり、それを担う経営者や働く者であることはいまでもない。その意味で労使の責任と役割は大きいと思う。意識を変え、行動を起こし、変化に即応しながらチャレンジをしていく。同時に原点である自らの強みを再確認しながら、それを進化させていく。もう緊急避難の時期は終わった。安売り競争による消耗戦や、後ろ向きのリストラ、人件費抑制に頼った経営に未来はない。反転攻勢に立ち上がり、総力を結集して、生産性や付加価値があがれば、働く者にもきちんと分配するあたりまえの企業行動が、デフレを脱却し自律回復型の成長軌道に日本丸を乗せていく道筋ではないかと思う。

(岡田卯)

公共部門雇用で 内需拡大と成長を

星野 泉

(明治大学政治経済学部教授)

『労働力調査年報〔2009（平成21）年平均〕』2010年1月（総務省統計局）によれば、労働力人口比率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、2009年平均で59.9%となった。前年に比べ0.3ポイントの低下で、1953（昭和28）年以降初めて6割を切り、過去最低の水準となった。同様に、就業率（15歳以上人口に占める就業者の割合）も、56.9%と過去最低である。

就業者6,282万人に占める雇用者の割合は86.9%となり、前年に比べ0.4ポイント上昇し、31年連続の上昇となった。自営業主・家族従業者は796万人となり、前年に比べ35万人減少し、12年連続の減少となっている。自営業主・家族従業者減のおもな原因は、第一次産業従事者の減少部分が大きいが、それ以外の自営業も減少傾向にある。

農林水産業従事者、中小企業、自営業者、その他の労働集約的産業は衰退するか人を減らす。大規模店舗ができて減った分の雇用を吸収できていない。家族や親族、さらに勤務先の企業や団体というセーフティネットが崩れつつある現在、公共部門というセーフティネットのあり方が問われている。

乏しい財政の機能

少子高齢化の進展により、日本の財政は長期的には拡大してきているといわれる。GDP比での財政規模は1990（平成2）年に32.1%であったから上昇傾向といえるが、最近10年間についてみると大きな変化はなく、2008（平成20）年に37.9%である。年金や失業給付等の社会給付および医療等を含む政府最終消費支出などが若干増加した一方、一般政府総固定資本形成が減少。かつて拡大基調にあった利払費についても近年の低金利もあってむしろ減少気味である。結果、一般政府総支出のウェイトはほぼ横ばいとなっているのである。

一般政府総支出の水準は、英米独仏端各国との比較でみても低い部類に位置する。これは現物社会移転以外の社会給付や政府最終消費支出が低いことによる。政府最終消費支出が少ない原因は人件費の少なさによるものであり、政府最終消費支出から人件費を除いた残りはアメリカ以外ほぼ10%程度である。人件費はドイツを除く国々で10%を超えているのに対し、日本は6.2%である。

一方、同じ6か国について、OECD基準の社会支出対GDP比（2005年）を政策分野別にとると表1のように、高齢（年金等）、保健（医

療等) の分野ではドイツ、スウェーデンに近づいている一方、家族、積極的労働政策、失業、生活保護などではかなり低い水準である。年金や医療以外の現物給付、現金給付制度整備が遅れている。家族は本年度からの子ども手当で若干の上昇はみられるだろうが、1%台である。日本やアメリカの場合、高齢、保健の二分野で社会支出の8割近くを占めているが、他の国ではそれほど多くを占めていない。スウェーデンの場合、合わせても5割を若干超える程度にしかない。つまり、日本は、社会支出というと、年金、医療と考えるのに対し、ヨーロッパの国々では、より多様な分野で社会サービス展開されているのである。

また、2006年OECDの資料によれば、日本の教育費についても、GDP比でみて主要国最低レベルの公費負担、最高レベルの私費負担が続いている。

地域の人口構成

これまで内需拡大といえ、公共事業の積み増しか減税を意味していた。増税は国際競争力を落とす、人も企業も海外に逃げていく、経済にマイナスとされ、国内的には、公も民も人件費を減らすことはいいこととされた。そして、世界最低レベルの税負担に国債依存型財政と格差が残った。

北欧の国々は、税金は高いのに一人当たりGDPが大きい。IKEA、H&M、Volvoなど世

界的産業の他、エリクソンやノキアのようなIT産業も有名である。日産ディーゼルはUDトラックとなり、今やVolvoの子会社である。しかし、もう一つ、主要産業がある。

スウェーデンは少子化対策に成功したといわれ、出生率は今世紀に入って上向きになっている。日本とスウェーデンの総人口に占める65歳以上高齢者比率(2006年)を都道府県単位で比較してみると、日本の場合、沖縄県の16.5%から島根県の27.6%まで、スウェーデンの場合、ストックホルムの14.2%からカルマルの21.0%までのばらつきとなるが、変動係数でみると、日本0.1298に対しスウェーデンは0.0986にとどまり、地域はより均一的である。市町村(コミューン)単位で見ても、高齢者が30%を超えるのは北部の人口6,500のパヤラ30.2%だけである。このパヤラを擁する最北部の県ノルボッテンとしては19.6%である。このあたりの地域は、日本の北海道よりはるかに緯度が高く、夏は白夜、冬は夜の長いところである。

スウェーデンの生産年齢人口である20-64歳の構成比も都道府県ベースでは60%程度前後で、ストックホルムの61.4%からカルマルの56.4%まで。市町村レベルでも、50%を切っている自治体は少なく、パヤラの49.1%くらいである。極端な年齢構成比の差は見られない。北部を中心に人口減少地域はあり、集落単位では限界集落も存在しているようではあるが、

表1 政策分野別社会支出の対国内総生産比の国際比較(2005年)

	高齢	遺族	障害、業務災害、傷病	保健	家族	積極的労働政策	失業	住宅	生活保護その他	合計
日本	8.97%	1.29%	0.88%	6.32%	0.81%	0.25%	0.34%	-	0.26%	19.12%
アメリカ	5.31%	0.76%	1.47%	7.12%	0.62%	0.12%	0.30%	-	0.57%	16.27%
イギリス	6.53%	0.20%	2.39%	6.90%	3.15%	0.52%	0.50%	1.43%	0.18%	21.79%
ドイツ	11.23%	0.38%	2.95%	7.67%	2.22%	0.97%	1.65%	0.61%	0.21%	27.89%
フランス	10.96%	1.87%	1.98%	7.80%	3.00%	0.89%	1.70%	0.81%	0.36%	29.39%
スウェーデン	9.59%	0.62%	6.02%	6.77%	3.21%	1.29%	1.20%	0.54%	0.60%	29.85%

(注) OECD Social Expenditure Database では、支出だけを集計しており、財源についての集計は行っていない。

出典 国立社会保障・人口問題研究所

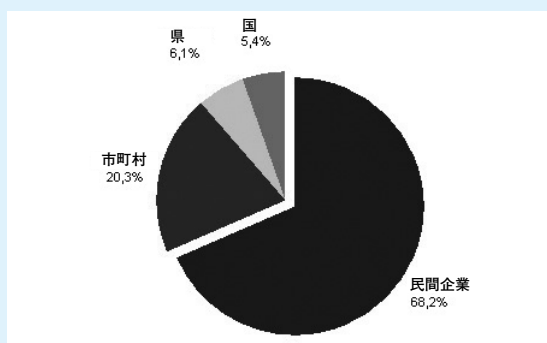
自治体単位でみるならば高齢者ばかりの居住地になっていない。

スウェーデンの雇用から

全雇用者に占める公共部門雇用者比率(2007年)をみると、日本に比べれば全国的に公共部門で働く者が多く、図1のように420万雇用者の3分の1が国、県、市町村など公共部門で働く。男性の15.9%、女性の52.1%である。

市町村(コミュニティ)の雇用でみるとさらに明確である。図2、図3のように、所得水準の高い都市部コミュニティでは民間部門、所得水準の低いコミュニティでは公共部門ウェイトが高い。民間委託も進んでいるスウェーデンではあるが、都市部中心である。北部のパヤラでは女性労働者の約8割が公共部門、男性を含めてみても57%が公共部門で働いている。子育て支援によって少子化に歯止めがかかった理由でもある。

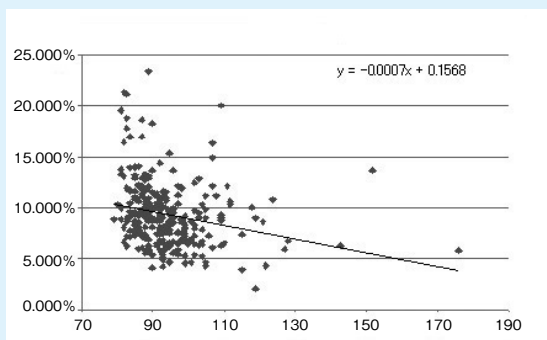
図1 部門別雇用の状況 2009年4-6月期



出典 Statistiska centralbyrån

公共部門の主な仕事は、福祉(高齢者・児童など)、教育、医療。これらに従事する生産年齢人口がいるから、高齢者ばかり居住の地域にならない。住民一人当たり課税所得(所得税計算)について、全国平均を100とすると、ストックホルムの117からヤムトランドの88まで、県レベルでみてばらつきが少ないことも、こうした雇用状況と年齢構成の結果となる。地域の所得格差は地方財政調整制度によって

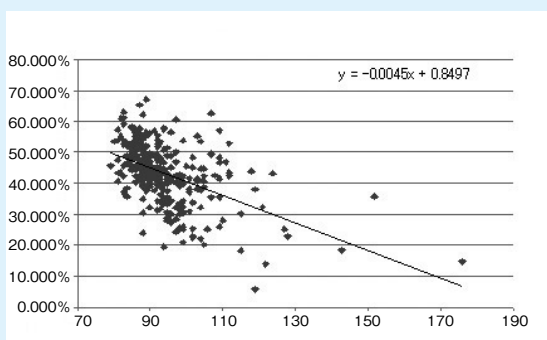
図2 コミュニティに勤める雇用者の割合 男性 (2007年)



出典 図1と同じ。

注 図2、図3とも、横軸は全国平均を100とした各コミュニティの課税所得水準

図3 コミュニティに勤める雇用者の割合 女性 (2007年)



出典 図1と同じ。

調整され、格差の少ない国づくり定住型地域づくりを行っているのである。

ただ、日本の場合、公共部門という役所のイメージであるが、ここでは現場である。教育や福祉の現場や現業部門を大事にして公共部門の雇用をはかることが内需拡大と経済成長要因となり、さらには地域再生や少子高齢化対策ともなる。技術革新の恩恵を、負担と再分配によって教育や生活水準の上昇につなげることで、さらなる技術革新と成長をもたらすことになる。



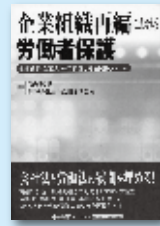
**「参加と連帯のセーフティネット」
人間らしい品格ある社会への提言**

今こそディーセントな社会の実現に向け、参加保障・社会連帯型の社会政策を再構築する時。中長期的な視点から、日本の新たな複層的なセーフティネットのあり方を提言する。

理橋 孝文・連合総研編
ミネルヴァ書房(2010年6月刊)
定価：3,200円(税別)

【本書の内容】

- 序章 「参加保障・社会連帯型」社会政策を求めて
- 第I部 第1層（雇用・最低賃金の保障）と第2層（社会保険の適用拡大）のセーフティネット
- 第1章 セーフティネットとしての最低賃金
- 第2章 雇用政策の再構築に向けて
- 第3章 参加保障型社会保険の提案
- 第4章 参加保障型雇用保険の構築
- 第5章 国民年金の再構築
—高齢期のセーフティネット・最低限生活保障として
- 第II部 第3層（税額控除、社会手当・社会サービス）と第4層（生活保護）のセーフティネット
- 第6章 3層のセーフティネットから4層のセーフティネットへ
- 第7章 「求職者就労支援制度」の創設
- 第8章 医療費軽減制度
- 第9章 「住宅セーフティネット」の拡充—家賃補助
- 第10章 ワーキング・プア対策としての給付つき税額控除
- 第11章 地域における「参加」の入口—相談援助機能
- 第12章 所得保障としての生活保護と社会福祉としての生活保護
- 終章 ディーセントな社会への展望—提言の総括



**「企業組織再編における労働者保護」
企業買収・企業グループ再編と
労使関係システム**

企業システムおよび企業の意思決定システムの変化の実相を踏まえ、労働組合と法制度上の課題を、労働法学・会社法学・経済学・労働組合の関係者が各々の視点から検討する。

毛塚 勝利・連合総研編
中央経済社(2010年6月刊)
定価：2,800円(税別)

【本書の内容】

- 序章 本研究の目的・概要と総括
- 第1章 企業組織再編と従業員—経済学の視点から
- 第2章 企業組織再編と労働者
—会社法・金融商品取引法の視点から
- 第3章 ホールディング体制と労働組合法上の諸問題
- 第4章 企業組織再編と親会社の「使用者」性・団体交渉義務
- 第5章 企業買収に向けた動きと労働組合
- 第6章 企業の構造改革・合併における労働組合の対応とその課題
- 第7章 産別担当者からみた企業組織改編の進展と労働組合の課題
- 第8章 各国ナショナルセンターの企業買収・投資ファンド規制



**「イノベーションの創出」
ものづくりを支える人材と組織**

日本企業は今後も競争力を保ち、国内に良好な雇用の場を提供できるのか。現場第一線からの聞き取り調査を基に、企業活力の源泉となるイノベーション創出の条件を探る。

尾高 煌之助・松島 茂・連合総研編
有斐閣(2010年5月刊)
定価：2,800円(税別)

【本書の内容】

- 序章 グローバル経済下の産業競争力を考える
- 第1章 製品技術・生産技術・製造技術の相互作用
—トヨタ技術者のオーラル・ヒストリーからの考察
- 第2章 自動車部品二次サプライヤーにおける技術革新
—昭芝製作所の競争力の源泉
- 第3章 産業機械産業における「探究」を促す人材組織戦略
—粉体機器業界の製品開発
- 第4章 鉄鋼製品開発を支える組織と人材
—JFEスチールの自動車用ハイテン鋼板
- 第5章 化学産業における技術革新と競争力
—三井化学、プライムポリマーによる汎用樹脂事業
- 第6章 情報通信産業における研究活動と事業創造
—NTTの総合プロデュース活動
- 第7章 ソフトウェア産業における経営スタイルの革新
—カスタム・システム開発を支える人事システム
- 終章 現代に生きる歴史



**「社会的企業の主流化」
「新しい公共」の担い手として
The Changing Boundaries of Social Enterprises**

OECD加盟国における社会的企業の最新動向をふまえながら、法的構造、資金調達、ネットワーク支援、地域開発の側面から鋭く分析。各方面の政策担当者必読の書。

OECD 編著／連合総研訳
明石書店(2010年7月刊)
定価：3,800円(税別)

【本書の内容】

- 第1章 ヨーロッパにおける社会的企業の法的構造と立法の新しいフロンティア：比較分析
- 第2章 OECD諸国における社会的企業：資金調達の動向
- 第3章 社会的企業を支援する仕組みとしてのネットワーク
- 第4章 社会的企業と地域経済開発
- 第5章 連帯協同組合（カナダ、ケベック州）：社会的企業が社会的目的と経済的目的を結合できるようにする方法

地域の疲弊を 好転させる再生戦略

高井 正

(財団法人 東京市政調査会 主任研究員)

はじめに

本年6月18日、「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ」が閣議決定された。そこでは、成長分野として、「グリーン・イノベーション」「ライフ・イノベーション」「アジア経済」と並んで「観光・地域」が掲げられている¹。

本稿では、この「新成長戦略」を素材として地域の再生戦略について考えてみたい。

1. 「新成長戦略」における地域活性化戦略

まず、「新成長戦略」では、7つの戦略分野の1つとして「観光立国・地域活性化戦略」を位置づけている。そこでは、地域資源の活用により地方都市を再生させるため、これからの国の地域振興策を地方の「創造力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換すること、そのため、「緑の分権改革」と「定住自立圏構想」を推進することが謳われている（表1参照）。

「新成長戦略」には、これらの具体的内容に関する記述はないが、「緑の分権改革」とは、それぞれの地域資源（豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、安全で豊富な食料、歴史文化遺産、志のある資金）を最大限活用する仕組みを地方公共団体と市民、NPO等の協働・連携により創り上げ、地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造を分散自立・地産地消・低炭素型とすることにより、地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会

表1 新成長戦略(抜粋)

第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果
(4) 観光立国・地域活性化戦略
～地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大都市の再生～
(地域政策の方向転換)

この10年間、大都市への人口集中が進む一方で、地方の中心市街地はシャッター通りと化し、地域経済の地盤沈下が著しい。(略) 地方都市が空洞化した背景には、これまでの国の地域振興策が、「選択と集中」の視点に欠け、ハコモノ偏重で、地方の個性を伸ばし自立を促してこなかったことに他ならない。(略) これからの国の地域振興策は、NPO等の「新しい公共」との連携の下で、特区制度の活用により、地方の「創造力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならない。

(緑の分権改革等)

それぞれの地域資源を最大限活用する仕組みを地方公共団体と住民、NPO等の協働・連携により創り上げ、分散自立型・地産地消型としていくことにより、地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会の構築を図る「緑の分権改革」を推進し、地域からの成長の道筋を示すモデルを構築する。(以下略)

(定住自立圏構想の推進等)

都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしい地域振興を進めるため、圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏構想を推進する。(以下略)

出典:「新成長戦略」平成22年6月18日閣議決定、23～25頁

へと転換を図る施策である²。また、「定住自立圏構想」とは、「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の環境、歴史、文化、食料生産などの機能を相互に役割分担し、定住の受け皿を形成する施策であり³、平成21年4月に定住自立圏構想推進要綱が施行され、本年7月2日現在で、35圏域（延べ140団体）が形成されている⁴。

2. 地域の現状

日本の総人口は、平成17年に減少に転じ、本

格的な人口減少・少子高齢社会を迎えた。そこで、人口のピークであった平成16年度と経済統計上直近データが公表されている平成19年度における大都市圏と地域圏の各指標の増減率を確認することにより、地域の現状を客観的にみとめることとする（表2参照）。

表2 各指標の増減率の対比(平成19年度/平成16年度)
(単位:%)

	人口	県内総生産(名目)	被保護実人員
大都市圏	+1.06	+3.64	+5.22
地域圏	-0.92	+1.20	-0.71
全国	-0.01	+2.45	+2.17

備考:「大都市圏」は、三大都市圏に所在する8都府県(東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・愛知県・大阪府・京都府・兵庫県)、「地方圏」は「大都市圏」を除く39道県として算出

出典:内閣府「県民経済計算」、厚生労働省「厚生統計要覧」に基づき筆者作成

人口は、大都市圏では1%強増加しているのに対し、地域圏では1%弱減少している(約63.5万人減)。また、県内総生産(名目)は、大都市圏は地域圏の3倍の増加率であるが、地域圏も12%増加している(約3兆円増)。その一方で、生活保護の被保護実人員は、大都市圏では5%以上増加しているのに対し、地域圏では逆に減少している(約3千人減)。

地域圏は、大都市圏と比べ人口減少が著しく、しかも、生産年齢人口(15～65歳人口)に限ると3%強もの減少である(約145万人減)⁵。にもかかわらず、総生産額を微増させ、生活保護の被保護人員を減少させているのである。

「地方は相互扶助機能が強い」とよく言われるが、これはその客観的な裏付けの一つである。

3. 地域活性化戦略の評価

「新成長戦略」で掲げられた地域活性化戦略は、豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、安全で豊富な食料、歴史文化遺産、志のある資金などの地域資源を活用する仕組みを地方公共団体と市民、NPO等の協働・連携により創り上げ(「緑の分権改革」)、経済圏の中核となる都市との役割分担を通じて、生活圏たる地域の再生を図ろうとするものである(「定

住自立圏構想)。

前節でみたように、地域圏の強みは「相互扶助」である。「新成長戦略」で掲げられた地域活性化戦略の二本の柱である「緑の分権改革」と「定住自立圏構想」は、この「相互扶助」機能が高いという地域圏の特性に合致しており、基本的な方向性は間違っていない。問題は、具体的な事業の内容である。

民主党はManifesto2010で「再生可能エネルギーを全量買い取る固定価格買取制度の導入」や「学校や老人ホームなどの給食における地産地消の推進」を掲げている。地域活性化の成否は、「新成長戦略」でいう「地方の『創造力』と『文化力』の芽を育てる施策」を今後、具体的にどのように構築するかにかかっている。

おわりに

筆者が所属する東京市政調査会では、平成20年2月に「開け!街のシャッター」と題するシンポジウムを開催した。地域を牽引する4人のリーダーによるパネルディスカッションでのキーワードは、「市民相互の交流」「行政との協働」「地域情報の発信」「コミュニティー力」であった⁶。これらの共通項は、「ネットワーク・つながり・絆」である。地域の強みである「相互扶助」によりそれぞれの地域資源を活用し、大都市にはないオリジナルな地域を形成すること。これが、「地域の疲弊を好転させる再生戦略」の根本であることは、現場での実践にも裏付けされたメルクマールといえる。

1 「新成長戦略」平成22年6月18日閣議決定、2頁参照

2 緑の分権改革推進会議(第1回)「説明資料1」参照

3 同上

4 総務省ホームページ「全国の定住自立圏の取組状況」参照

5 総務省統計局「人口推計年報」参照

6 東京市政調査会「『都市問題』公開講座ブックレット13 開け!街のシャッター」64～72頁参照

頼りになる介護保険に するために

—日本の老いを支える新たな覚悟が必要

木間 昭子

(NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事)

特養の待機者は減らない

特別養護老人ホーム(以下、特養)の待機者対策として16万人分の介護拠点等の整備が、約3,011億円(3年分)規模で進められている。待機者は42万人といわれるが、そのうち在宅で待つ人は47.2%であり、過半数は入院しているか老人保健施設や有料老人ホーム等に入居している(厚生労働省2009年12月)。

老人保健施設や有料老人ホームを特養の待機場所としている利用者側の理由をあげれば、

1つは、高齢者夫婦のみ世帯や単身世帯の増加といった家族形態の変容である。

2つめは、特養は老人保健施設や有料老人ホームと比べると、利用料が低額なことである。

3つめは、要介護度が重くなると在宅介護の費用がいくらになるか分からないという経済的不安である。家族の精神的・身体的負担のつらさも重なり、費用が明らかな老人保健施設や有料老人ホーム等を待機場所としている。

経済的不安を取り除く対策と住み慣れた地域で暮らしてゆけるケアシステムが充実せねば、特養建設に多額の税金を投じ続けても特養待機者は減らないであろう。

家族介護を前提にした支給限度額

在宅介護の費用への不安は支給限度額に起因している。支給限度額とは、在宅介護を利用する場合、認定ランク(要支援1・2、要介護1～5)により利用できる上限額のことである。上限額内であれば1割負担で済むが、上

限額を超えるとサービス利用は全額自己負担となる。

上限のない医療保険とは異なり、介護保険は給付に上限を設け給付費の膨張を防ぐ仕組みになっている。支給限度額の範囲内では在宅生活の継続が無理な理由は、限度額は家族の介護を前提に設定されているからである。

高齢社会をよくする女性の会(理事長・樋口恵子)の調査では、「在宅生活を継続するためには支給限度額を上げる必要がある」という意見が多数寄せられた(2009年11月)。例えば、

- ・限度額内の介護では家族の負担が増すばかり。(101歳の母を介護する74歳女性)
- ・もう少し利用すればよくなるのに、限度額を超えると全額自己負担のため利用を諦めて状況が悪くなることが多い。(市議会議員)
- ・要介護5では、1日3回の介助だけで月約36万円の限度額を超えてしまう。(介護職員)
- ・要介護4、5の場合は、限度額を10万円ぐらい上げれば、経済的理由から特養に移らずにすむケースがある。(ケアマネジャー)

個別世帯の在宅介護費用負担

支給限度額に対する平均利用割合が50%前後であることや限度額を超えている人の割合が要介護4、5の場合、約5%であること(厚生労働省2009年5月)を理由に、支給限度額は現状のままでよい、という指摘がある。

だが、適切なサービス利用のためには、在宅

介護利用者約270万人の平均値等だけでなく、各家計が介護にかけている費用等マイクロレベルの検討も必要である。

家計経済研究所が実施した「介護費用調査」によれば、介護費用は所得の高低にかかわらず、要介護度が高まるほど拡大しており、低所得層では他の消費支出の縮小を余儀なくされている(2003年1月。主査・岩田正美日本女子大学教授。調査対象は高齢者夫婦世帯)。例えば、低所得層では、36,000円の介護費用のために、介護以外の消費支出は一般的な全国調査の高齢者夫婦世帯の5割に縮小している。他方、高所得層は、介護保険以外のサービスも利用し、月10万円を超えている世帯もある。

自治体による取り組み

住民に直接向き合う自治体は、独自に在宅介護の支給限度額の上乗せや低所得層の負担軽減に取り組むようになってきている。

滋賀県草津市は、本年10月から重度認知症高齢者に対し、支給限度額に市独自の上乗せ給付を実施する。

静岡県では、特養等を運営する県内すべての社会福祉法人が、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業を活用し、低所得層の利用料の自己負担分25%の軽減に合意している。軽減分は実施する社会福祉法人が約65%を負担し、残りを国、県、市町で分担して負担する。

神奈川県横浜市は、本年10月から一定の要件を満たす利用者に対して、介護保険施設のユニット型(少人数の居室と共同生活室により構成)個室の居住費の一部を独自に助成する。

このような低所得層への軽減対策がさらに充実し、所得・資産の捕捉と税制のあり方の論議が進み、支給限度額増や大幅な介護報酬の引き上げの実現化の道筋が明確になれば、介護サービスの消費は拡大し、介護労働者の待遇は向上し、介護分野の成長につながるであろう。

高齢者の人権として終のすみかの確立を

特養では、低所得層は部屋代の高い個室に入れないことを理由に、入居者の尊厳を守れない多床室がつけられている。特養は終のすみかと

なっているにもかかわらず、住まいではないという考えは根強い。特養の多床化は時代に逆行するものであり、高齢者の人権として終のすみかの確立が必要である。現在、急増している高齢者向け住宅は、果たして終のすみかになりうるのだろうか。

都道府県に登録をしている高齢者専用賃貸住宅(以下、高専賃)の入居者は約7割が要支援以上の高齢者であり、高専賃の約半数は介護サービス事業所を併設しているという(タムラプランニング&オペレーティング2009年10月)。

高専賃の多くは高専賃事業者が介護を提供しているのではなく、併設された介護サービス事業所が介護を提供している。制度上、在宅で介護を利用することと同じ扱いになり、高専賃を退去し、特養や介護付有料老人ホームに移らざるを得ないケースがみられる。支給限度額を超えると全額自己負担になることが一因である。終のすみかとなりうる報酬設定をすべきである。看取りまで行わないのであれば、特養の待機者はさらに増加することになりかねない。

高専賃など高齢者向け住宅の入居者多くは、いずれ重介護になる。併設された介護事業所は、特養レベルの介護を提供できるのであろうか。高専賃の登録をしない高齢者住宅のなかには、一部屋に複数の高齢者を寝かせきりにしているといった実態もある。

有料老人ホームには、都道府県知事に立入検査、業務改善命令などの権限があるが、高専賃には、その権限はない。劣悪なサービスを提供する事業者が高齢者住宅市場に参入しにくい仕組み作りが不可欠である。例えば、高齢者向け住宅のすべてに届け出と情報開示を義務付けることや、行政が高齢者向け住宅への立入調査、業務改善命令を行うことが必要である。

以上は、頼りになる介護保険にするための課題の一部にすぎず、金と手間がかかる要介護認定の簡素化等検討せねばならない課題は多い。財源不足を理由に、介護労働の一部をNPOやボランティアに任せようという主張もあるなかで、社会保障財源としての消費税を含む税制改革に、政治家も国民も行政も日本の老いを支える新たな覚悟で臨まねばならないと思う。

労働組合必携シリーズⅡ 『地域を繋ぐ』

連合総研は、2007年度より実施しているシリーズ研究「21世紀の日本の労働組合活動に関する調査研究委員会」の2期目の研究テーマとして、「地域労働運動ルネッサンスー地域に根ざした顔の見える労働運動」を設定し、2010年4月には、連合総研が先進的な活動を行っている10の地方連合・地協に対する聞き取り調査結果を中心とした『『地域協議会の組織と活動の現状』調査報告書』

を発刊しました（DIO4月号参照）。

2010年7月には、連合総研の研究委員会の主査でもある中村圭介・東京大学社会科学研究所教授が、研究委員会の成果に加えて、新たな資料研究と独自の聞き取り調査を行いまとめた『地域を繋ぐ』（連合総研編、教育文化協会発行）を、労働組合必携シリーズ第二巻目として第一書林から出版いたしました。

序 静かな革命

日本の労働組合内部で「静かな革命」が始まっている。この革命とは、ナショナルセンターである連合が、すべての地域協議会に専従者を配置し、資金も重点的に配分することを決定したことを指す。具体的には、2005年の第9回定期大会で提案し、確認された「地方連合会・地域協議会改革の具体的実施計画」である。この計画は、2005年5月現在で471ある地域協議会（以下、地協）を再編統合して、最終的には300にし、そのすべてに専従者を配置する。また、固有の事務所を保有させる。そのための財政的裏付けとして、連合本部ならびに地方連合会から資金を地協にシフトさせるというものであった。

この動きを「革命」というのは、このように市区町村を範囲とする「地域」組織すべてに専従者を配置しようとするのは、日本の労働組合運動史上初めてのことからである。

序章では、連合結成以前の「総評」「同盟」の各ナショナルセンターの地方組織や地域組織の変遷から振り返り、「連合」における地域組織の位置づけ、「革命」の意味するところについて若干の解説を加えるとともに、本書の構成について述べている。

第1章 地協強化への道のり

第1章では、連合の文書資料をもとに連合内部における、地方連合会と地協の任務、組織、財政をめぐる議論を時系列的に追っている。これによって、地方連合会の強化、平準化が目指され、その後、当初は補完的な組織として位置づけられていた地協を、深刻な財政難にもかかわらず、「地域で顔の見える運動」のための大きな柱として位置づけて再編・強化することが決定され、2010年4月には163を数えるまでにいたったモデル地協の拡大、さらには最終的に300に再編される地協を財政的に支援することを主目的として会費の10円値上げを決定するという一連の革命のプロセスを明らかにしている。

しかし、この一連のプロセスのなかで地協の組織体制、財政基盤の強化それ自体が目標というわけではない。地協による運動、活動の広がりが地域に住み、働き、生活する人々に良い影響をもたらすことこそが目標である。そのために何をなすべきか。これを解いていく必要がある。

本号では、『地域を繋ぐ』の概要を掲載します。【文責・連合総研事務局】

第2章 地方からの改革

第2章では、聞き取り調査を行った地方連合会および地協における組織、財政、組織運営面での改革を例にとりあげ、改革のために重要だと考えられるいくつかの事実についてまとめている。

第一には、地方連合会、地協担当者の地協改革に寄せる熱き思いである。それまでのルールや考え方を変えるときに抵抗や停滞はつきものであり、これを打破するためには駆動力としての担当者の熱き思いが必要不可欠である。第二には、地方連合会と地協との間の役割分担の明確化である。地協を強化するといっても、地方組織が利用できる資源が一定である以上、すべての領域においてその役割を強化するわけにはいかないからである。第三には、財政改革である。今回聞き取り調査を行った地方連合会、地協では、涙ぐましいほどの経費削減努力や、財政透明化に向けた動きが一樣に見られた。こうした努力を行い、目に見えるようにすることなしに構成組織の納得が得られ、さまざまな支援を受けることはないのである。そして、第四には、組織体制の確立、それも地協非専従役員の積極的な関与を促がすような組織体制の確立である。地協専従者は、サポート役に徹し非専従役員を巻き込みながら運動を展開していくことが重要である。そのうえで地方連合会の企画・運動両面での強力なサポートが必要であり、前提として、地協と地方連合会、各地協間の円滑なコミュニケーションが図れるような仕組みも大切である。

第3章 内側に顔が見える

第3章では、地方からの改革が地協運動にどのような変化をもたらしたのかを論じている。

改革のキーワードである「地域に顔が見える運動」

には二種類ある。内側に顔が見えるようになる運動と外側に顔が見えるようになる運動である。現在、進みつつある改革はまずは地域における連合内部を活性化させていることがわかってくる。そしてこのことは、「会費を払っていない人に対してなぜ自分たちの会費で運動するのか」という批判について考えるとき極めて重要である。事実はそのではなく、「自分たちの会費でまずは自分たちのために運動する」。それがあって初めて外側に顔を見せることができるのである。

本章で取りあげた多くの事例から、地協に配置された専従者の単組への個別訪問や機関紙の作成・配布、さまざまなレクリエーション活動やボランティア活動の企画・実践など、単組役員、一般組合員に連合の顔を見せる懸命の努力が、地協活性化をもたらしていることがわかる。これらの専従者の努力によって、連合や地協を知らない組合がなくなる。地方連合会や地協の運動方針などが加盟単組のすみずみまで伝わるようになる。非専従の地協役員相互のコミュニケーションがよくなる。地協のまとまりができてくる。こうして連合運動の内側にいる人々、地域に暮らし働く組合役員や組合員に連合という顔が見えてくれば地協が活性化する。連合にしてみれば、それまで眠っていた、人という資源を活用するチャンスが増えるということでもあるのだ。

第4章 外側に顔が見える

第4章では、外側に顔が見える運動として、政策・制度要求、未組織労働者への働きかけ、退職者対策、ライフサポートセンター、非営利団体（NPO）など他の組織、団体との関係、といった5つの運動に焦点をあて、こうした「外側に顔が見える運動」が連合にとって持つ意味と課題を論じている。

地域レベルにおける政策・制度要求は以前より専従

者がいる地協ではすでに行われていることが多い一方で、新たに専従者の置かれた地協では地域レベルの政策・制度要求を検討し始めた段階で、まだ手探りの状態である場合が多い。政策・制度要求には経験と継続が必要だが、先進事例を学び、そしてもちろん専従者の強力なサポートを得て、非専従役員を中心に地協としての政策・制度要求を作り上げていくことは可能であろう。

未組織労働者対策については労働相談と地域ユニオンを通じて多くの地協で一定の成果が収められている。その一方で組織化される未組織労働者の数は少ないことが課題ではあるが、今最も重要なのは、地域で労働組合というセーフティネットを張ることであって、数字ではない。組織化の成果を上げようとするれば、人と金を今まで以上に地協にシフトしなければならないが、それには多くの人の支持が必要となる。今後の課題である。

定年退職者、つまり組合OBの地域における「拠り所」機能は、現在のところは、地協によるバラツキが大きい。組合OBは一般市民の中で地協を最も身近に感じてくれる人々であろう。応援部隊となってくれる可能性も高い。彼らを地協運動に巻き込むことは重要な課題である。

LSC（ライフサポートセンター）は運営主体、組織体制という点では違いがあるが、地域に暮らし働く人々の生活に関する不安を解消し、生活を支援する機関としては相応の機能を果たしている。各地域でLSCを定着させ働く人々の生活を支援していくためには、組合OBの協力と、LSCの必要性の認識を共有した上での連合、中央労福協、労金協会、全労済の四団体間の協力関係の構築が必要である。

NPOなどの団体との連携は地協ごとのバラツキが大きい。重要なことは、NPOや他の団体と連携することそれ自体を目的とするのではなく、自らが欠けていることを自覚した上で、連携することの必要性を明確にすることである。

結び 革命の果実

革命のキーワードは「地域で顔の見える運動」であり、主役は地協である。忘れてはならないことは、この動きは連合運動の内側から起こったということである。連合がいま、何をすべきかを真剣に組織内で議論し、その結果、紆余曲折はあったにせよ、自らの意志で辿りついた地点である。結びでは、前章までに見てきた10地協の経験を踏まえて、この革命を成功に導くための課題について論じている。

日本の労働組合は、いま、自らを変革する二つの良いチャンスを目の前にしている。一つは前著『壁を壊す』で強調した企業の中の未組織層、つまり非正規労働者を企業別組合が組織化していくチャンスである。もう一つは、本書で論じた労働組合運動を地域から活性化し、展開していくチャンスである。このチャンスをしっかりとつかまえ、自らを変革していけるかどうかはユニオンリーダーの決断にかかっている。

◇新著紹介

中村圭介著・連合総合生活開発研究所編・教育文化協会発行
連合新書18

労働組合必携シリーズⅡ 「地域を繋ぐ」

第一書林 定価700円（税別）
2010年7月30日 発刊



著者 中村 圭介 東京大学社会科学研究所教授
編者 (財)連合総合生活開発研究所
発行所 (社)教育文化協会
発売 (株)第一書林

「一人はみんなのため、みんなは一人のため」を合言葉に、雇用・生活の危機を連帯で乗り越える労働組合の役割が、いまほど求められている時代はありません。労働組合がもっと広がりのある開かれた存在であるためには、職場や地域で取り込まれている地道な努力に着目し、その成功と失敗の教訓に学ぶ必要があるのではないのでしょうか。労働組合必携シリーズは、新書版という気軽に持ち運べて読みやすい労働組合運動実践の手引き書であると同時に、「労働組合って結構頑張っているな」と多くの人に労働組合の真面目な努力を知ってもらうことを目標に編纂しています。本シリーズ第Ⅱ巻のテーマは、「地域に根ざした顔が見える労働運動」です。本書が、労働組合運動を地域から活性化し、新たな展開への進化の一助となれば幸いです。

序	静かな革命
第1章	地協強化への道のり
第2章	地方からの改革
第3章	内側に顔が見える
第4章	外側に顔が見える
結び	革命の果実

本書に関するお問い合わせは、連合総研（小熊）まで
TEL：03-5210-0851

第10回、第11回「連合総研ゆめサロン」を開催

第10回：「最低賃金と生活保護の整合性」をテーマに若手研究者と意見交換

連合総研は7月1日、第10回「連合総研ゆめサロン」を開催し、若手研究者、連合政策担当者、サービス・流通連合政策担当者にご参加いただいた。

今回は、金井郁・埼玉大学経済学部専任講師と四方理人・慶應義塾大学先端研究センター研究員をお招きし、「最低賃金と生活保護の整合性の再検討」をテーマにご報告いただいた。

まず金井氏からは、最低賃金制度の変遷および最低賃金の地域別の効果には差があることの説明があり、最低賃金と生活保護の整合性に関する3つの課題が提示された。課題の中身は、(1) 最低賃金との比較にあたっては、「勤労控除」まで含めた生活保護基準が用いられるべきであること、(2) 両者の整合性をとることは困難であり、具体的には最低賃金よりも生活保護基準の地域格差が大きく、生活保護基準に合わせる形で最低賃金の整合性を図れば、最低賃金の地域格差が拡大してしまうこと、(3) 最低賃金と雇用の関係についてはさまざまな実証結果が出ており、はっきりとした影響が観察されていないことである。

次に四方氏からは、最低賃金と雇用水準の問題について、これまでの国内外の研究の整理と『国勢調査』を用いた最新の計量分析の結果について説明があった。四方氏の分析によると、最低賃金の上昇があると男性では雇用が減少する一方、女性では増加することが示唆された。また、埋橋孝文・連合総研編『参



金井郁氏・四方理人氏を招き、「最低賃金と生活保護の整合性」をテーマに第10回「連合総研ゆめサロン」を開催した7月1日、連合総研会議室

加と連帯のセーフティネット——人間らしい品格ある社会への提言』（ミネルヴァ書房、2010年6月刊）の最低賃金制度の改革案と、駒村康平編著『最低所得保障』（岩波書店、2010年4月刊）の内容比較が行われた。

続いて、金井・四方両氏の報告を受けて、連合総研の中野治理主任研究員よりコメントがあった。コメント内容は、最低賃金は集团的労使関係が社会的に成熟してこそ機能するという点、最低賃金はモラルハザード防止および生計費の観点からネットの賃金は生活保護基準以上でなければならないこと、集团的労使関係が未成熟な日本では最低賃金を基準として生活保護水準を考えることは困難であること等を指摘したものである。

その後、ほかの参加者を交えて、最低賃金の決め方、最低賃金水準と対象者のあり方、主婦パートの問題、最低生計費の考え方と計算方法、税制・財政との関係などについて質問や意見表明等があり、有意義な意見交換が行われた。

第11回：「近年のオランダと英国の求職者活性化策の動向」について意見交換

7月29日、第11回「連合総研ゆめサロン」が開催された。若手研究者、連合政策担当者が参加し、活発な意見交換を行った。

今回は「近年のオランダと英国の求職者活性化策の動向」をテーマに、大嶋寧子・みずほ総合研究所主任研究員より報告いただいた。大嶋氏からは、オランダや英国では、給付中心から就労を重視した福祉システムへの転換をはかり、とくに障害者、ひと

り親を対象にして、労働を通じた社会統合のための改革を実行していること、また個別的で柔軟な就労支援策を実施するために、さまざまな工夫を試みていることなどについて紹介があり、参加者との間で、海外で導入されているこうした施策から日本に対してどのような示唆が得られるかについて議論した。

参加者からは、どの程度よい就労に結び付いているのか、そうした制度を必要としている人々に対してどのようにその制度を周知させているのか、職業訓練の効果をどのように把握しているのか、NPOなどとの連携をどのようにはかっているのか、といった論点が出された。

公開シンポジウム 「参加と連帯のセーフティネット 構築に向けて」を開催

7月31日、連合総研は同志社大学社会福祉教育・研究支援センターと共催で公開シンポジウム「参加と連帯のセーフティネット構築に向けて」（会場：同志社大学）を開催した。

本シンポジウムは、連合総研「参加保障・社会連帯型の新しい社会政策・雇用政策の大綱に関する研究委員会」（主査：埋橋孝文・同志社大学教授）がとりまとめた政策ビジョン『参加と連帯のセーフティネット——人間らしい品格ある社会への提言』（埋橋孝文・連合総研編、ミネルヴァ書房刊）の共有を目的としたものである（政策提言の詳細な内容はDIO No.250参照）。当日は連合構成産別、地方連合、大学・研究機関、NPO、マスコミなど80人を超える参加者を得た。

はじめに、研究委員会に参加した5人のメンバーが政策ビジョンの内容を報告した。埋橋孝文氏は『参加と連帯のセーフティネット』で提案したビジョンの全体像について、ディーセントな社会を実現するには「参加保障」「社会連帯」を基本理念にした社会政策が必要であるなどの基本的考え方を示した。また個別の政策ビジョンについて、吉村臨兵氏（福井県立大学教授）は生計費を参照する地域別最低賃金の拡充、相場に立脚する産別別（特定）最低賃金の活用などについて、阿部彩氏（国立社会保障・人口問題研究所部長）は給付付き税額控除の導入によるワーキングプア層への恒常的な所得補償について、山脇義光（連合総研研究員）は日本版失業扶助制度導入による求職者への就労支援サービスおよび所得保障の提供について、室田信一氏（NPO法人M-CAN コミュニティソーシャルワーカー）は各制度のはざまを埋める仕組みとしての相談援助機能の拡充について、それぞれ提案を行った。

続いて、2人のコメンテーターから報告者へのコメントがなされた。山下嘉昭氏（労働ペンクラブ大阪地区幹事）からは、吉村報告に対して、産別（特定）最低賃



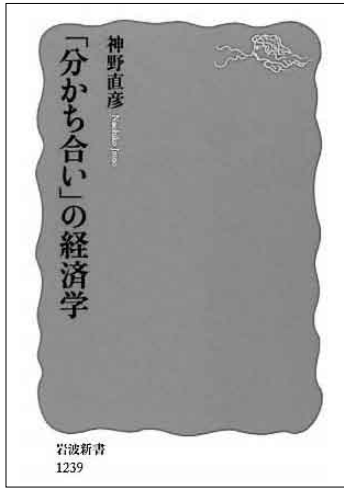
シンポジウムには連合構成産別をはじめ大学、NPO、マスコミ等から約80人が参加、さまざまな視点からセーフティネット構築への議論が展開された—7月31日、同志社大学

金は基幹的労働者に適用されるものであるという原則に立ち戻るべきである。旧法第11条（労働協約の地域的拡張適用）を復活させるべきであるなどの問題提起がなされた。鎮目真人氏（立命館大学准教授）からは、本提言は全般的に短中期的には妥当な政策であるが、長期的には必ずしもベストとはいえない。連帯の制度化の手法として社会保険の拡充には違和感を覚える。税を中心とすべきである。また、既存制度をベースとした合わせ技では、最終的にセーフティネットからこぼれ落ちる層が発生しかねないなどの問題提起がなされた。鎮目コメントに対して、埋橋氏からは、本提言は既存の制度を起点にしつつ、理想論に終わることなく、各ビジョンの実現可能性を究極まで追求した結果であるなどのリプライが行われた。

会場からは、雇用者のみならず業務委託型個人請負で働く者をセーフティネットに包摂していくことも喫緊の課題である、相談機能の充実にあたってはそれぞれの地域の事情に合ったセーフティネットを構築する必要がある、雇用創出の視点からも提言があったほうがよかったのではないかと、など数多くの意見が寄せられ、盛会のうちにシンポジウムは終了した。

書評

「分かち合い」の経済学 「奪い合い」から「分かち合い」の社会へ — 知識社会の政策のあり方を提示 —



神野直彦 著
岩波書店、定価 720円
(税別)

松淵 厚樹
連合総研主任研究員

著者の言葉によれば、「オムソーリ (omsorg)」及び「ラーゴム (lagom)」という言葉の導き星に、日本社会のビジョンを描くことが本書の目的であるとされている。オムソーリとは、スウェーデン語で「社会サービス」を意味するが、原義は「悲しみの分かち合い」と紹介されている。著者の真意を正確に伝えることにはならないかもしれないが、「悲しみの…」と聞いて、ひと頃一世を風靡した「痛みなくして改革なし」というスローガンを想起してしまう向きには、「幸福の分かち合い」と読み替えてみれば理解し易いかもしれない。「ラーゴム」とは、極端に貧しいことも、極端に豊かなことも嫌悪するスウェーデン人が追

求する重要な価値であり、いわば中庸の徳の倫理である。

著者は、我が国においても、新自由主義や市場原理主義が、分かち合うべき幸福を奪い合うものに変えてしまったと鋭く批判し、現在の危機もここから生じているとしている。

では、この幸福の奪い合いを分かち合いに変え、現在の日本社会の危機を乗り越えて行くにはどうしたらよいか。本書では、スウェーデンの例を引きながら、知識社会の下での経済社会、財政、社会保障、労働など幅広い分野にわたって、あるべき姿が論じられている。

スウェーデンの分かち合いの現状について、所得再分配前はアメリカよりも所得格差が大きい、所得再分配後は主要国で最も格差が小さいこと。我が国や米国など「小さな政府」に属する国よりも、経済・財政パフォーマンスは総じて良好なこと。また、我が国の所得再分配機能はアメリカより小さいことなど、一般には余り認識されていない実態が紹介されている。

さらに、知識社会における重要な点として、工業社会のルールである競争原理に基づく行動や知識を個人が蓄えることは意味がなく、知識を国民全体で与え合い、高めていくことによって国際的な競争力が高まるものであることから、他者の成功が自己の成功であり失敗であるという協力原理に基づく社会とすることが必要であること。こうした社会では、現金給付よりも政府による社会サービス提供型の社会保障が、そして、積極的労働政策や年齢に

かわりなく人間的能力を向上させる教育投資によるセーフティネットが重要であることなどが指摘されている。

そのうえで、幸福の分かち合いを実現するためには財源が必要であるが、この前提が我が国で崩れてしまった要因として、1990年代後半以降、高額所得を中心に簡素化された累進所得税や累次の措置で大幅に減税されてきた法人所得税による問題点が、さらに、分かち合いが小さい「小さな政府」である国の経済成長率や財政収支が良好かといえそうではなく、逆に、格差や貧困問題が深刻化して、社会的統合が困難となり、そのコストも無視し得ないことなど、さまざまな指摘がなされている。

現在の我が国の現状を見るに、多くの国民の意識も、それを反映した政治の世界でも、幸福は「グローバル・スタンダード」に基づく市場での勝者のみが得るものだという考え方に基づいた希少化された幸福の奪い合いと、幸福を得ることをあきらめた多数の人々による「引き下げデモクラシー」が支配しているように感じられる。

本書は、現在私たちが進もうとしている方向に進んでしまって本当に良いのかを問いかける。読者も、これまでの常識を離れて冷静に考え直させられるだろう。多くの人々、特に、国民一人ひとりの命運を決定していく立場にある政治家の方々や世論形成に大きな影響力を持つマスコミ関係者に、是非、一読いただきたい一冊である。

死亡月・曜日・時間別の自殺状況

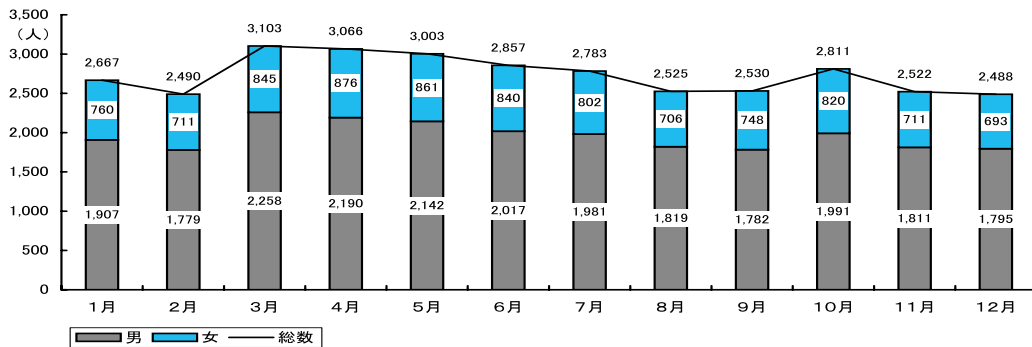
わが国の自殺者数は1998年に急増して以来、12年連続（98～09年）で年間3万人を超えている。本年上半期（6月末まで）の自殺者数（警察庁暫定値）は15,983人であり、前年同期を約7%下回っているが、予断を許さない。自殺者数の高止まり状況からは、医療政策、雇用政策、経済政策の不備は否定しようがない。

「自殺対策白書」は、自殺対策基本法に基づき、2007年以来毎年

作成され、国会提出されている。最新の同白書では、自殺に関するさまざまなデータを多様な角度から分析しているが、ここでは、死亡月・曜日・時間別の自殺者数をとりあげる。家族や職場の仲間からひと言「辛そうだけど大丈夫？」と声を掛けられて、自殺を思いとどまった例も多いといわれており、いのちを救う手がかりともなり得るであろう。

1. 死亡月別の自殺者数(平成21年)

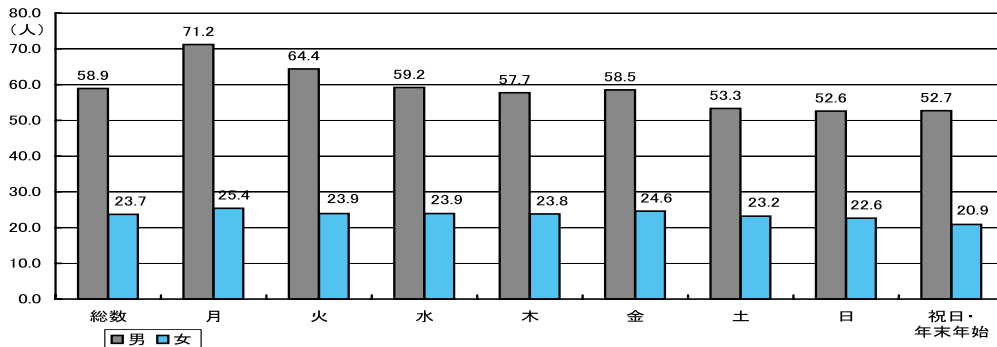
月別の自殺者数をみると、男女計では「3月」が3,103人と最も多い(男 2,258人 女 845人)。例年、3月と10月の自殺者数が多いという傾向がある。



出典：平成21年度「我が国における自殺の概要及び自殺対策の実施状況」(内閣府) 資料：警察庁「自殺統計」より内閣府作成

2. 死亡曜日別の一日平均自殺者数(平成20年)

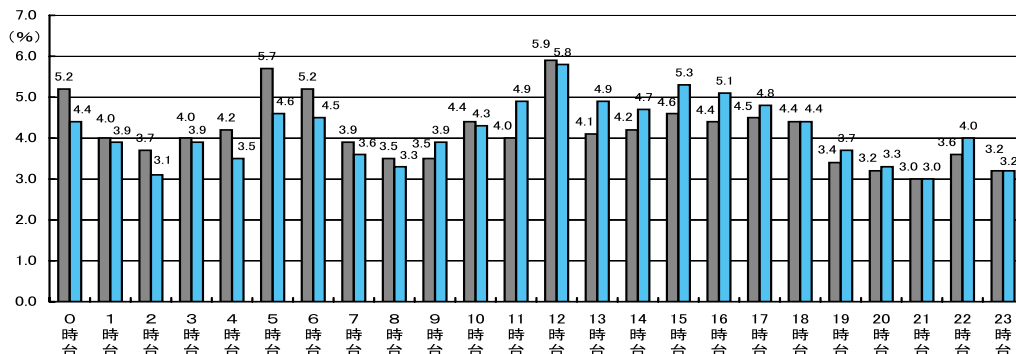
死亡曜日別1日平均自殺者数について人口動態統計によれば、「月曜日」(男 71.2人 女 25.4人)が最も多い。一方、「日曜日」や「祝日・年末年始」は少ない。



出典：同上 資料：厚生労働省「人口動態総計」(再集計)

3. 死亡時間別の自殺者数の構成割合(平成20年)

死亡時間別の自殺者数の構成割合をみると、男女とも「12時台」が最も多く、「5時台」も多い。



出典：同上 資料：厚生労働省「人口動態総計」(再集計)

【7・8月の主な行事】

- 7月1日 第10回「連合総研ゆめサロン」
(講師：金井 郁 埼玉大学経済学部 専任講師 四方 理人 慶応大学先端研究センター研究員)
- 2日 勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート(勤労者短観)臨時アドバイザー会議
- 7日 所内・研究部門会議
- 9日 日本の職業訓練・職業教育事業に関する研究委員会(主査：今野 浩一郎 学習院大学教授)
- 13日 研究部門・業務会議
企画会議
- 15日 政策懇談会【連合 3F】
- 21日 所内・研究部門会議
- 22日 労働関係シンクタンク交流フォーラム幹事会
- 26日 政策研究委員会
- 27日 連合総研・同志社大学 ITEC との共同研究
<医療人材に関する研究Ⅱ> (主査：中田 喜文 同志社大学教授)
- 28日 臨時企画会議
- 29日 第11回「連合総研ゆめサロン」 (講師：大嶋 寧子 みずほ総合研究所 主任研究員)
- 30日 協同組合の新たな展開に関する勉強会
- 31日 シンポジウム「参加と連帯のセーフティネット構築に向けて」
(同志社大学福祉教育・研究支援センター、連合総研主催)【同志社大学】
国の政策の企画・立案・決定に関する研究委員会 (主査：伊藤 光利 関西大学教授)
- 8月4日 所内・研究部門会議
非正規労働者の雇用のあり方に関する調査研究委員会 (主査：佐藤 厚 法政大学教授)
- 5日 経済社会研究委員会 (主査：小峰 隆夫 法政大学教授)
- 6日 研究部門・業務会議
企画会議
- 9日 外国人労働者問題に関する調査研究委員会 (主査：鈴木 宏昌 早稲田大学教授)
- 17日 臨時企画会議
- 18日 所内・研究部門会議
- 19日 企画調整会議【総評会館 4階】
- 26日 WEB 調査勉強会
- 27日 非正規労働者の雇用のあり方に関する調査研究委員会 (主査：佐藤 厚 法政大学教授)
- 30日 OECD「社会的企業の主流化」翻訳・合評会
協同組合の新たな展開に関する勉強会

【編集後記】

菅首相が、自身の内閣支持率の急浮上を好機とみて選挙に臨んだ参議院選挙は、民主党の大敗で終わりました。首相自身が自分の発言のブレがマイナスの作用したためだと言っていますが、これは、「奢ることなく、常に目線を低くして、国家、国民のための政治に邁進すること」という天の声だという見方に同感します。

今月の特集は、「新成長路線の柱となる論点」として3本を取り上げました。地方社会の活性化、介護保険制度のてこ入れには、実際にその現場で苦勞している人たちに役立ち、そして国民のためになる政策を目指すことを提案しています。

労働組合必携シリーズは、地域の強化を取り上げたコンパクトでかつ便利な力作の紹介です。その新書をポケットに入れて活用して下さい。

今月のデータは、一声かけることで自殺を思いとどませる「タイミング」が何時なのかを探ることの手がかりとなる統計を掲載しました。12年間も連続する年間3万人以上の自殺者を何とか少なくしたいと思う次第です。

(耕)

発行人／薦田 隆成
発行／(財)連合総合生活開発研究所
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋1-3-2 曙杉館ビル3F
TEL 03-5210-0851 FAX 03-5210-0852

印刷・製本／株式会社コンポーズ・ユニ
〒108-8326 東京都港区三田1-10-3 電機連合会館2階
TEL 03-3456-1541 FAX 03-3798-3303

DIOへのご感想をお寄せください

dio@rengo-soken.or.jp